

(別紙)

諮問番号：令和5年諮問第6号

答申番号：令和5年答申第7号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が令和4年9月21日付けで審査請求人に対して行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）に関し、児童手当の支給開始年月（以下単に「支給開始年月」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成27年7月14日、処分庁は、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）について、審査請求人の元配偶者（当時は、配偶者。以下「前受給者」という。）を児童手当の受給資格を有する者と認め、法に基づく児童手当認定処分を行った。
- 2 令和4年5月23日、処分庁は、前受給者から、審査請求人と同年4月19日に離婚し、本件児童と同居しなくなったことを理由として児童手当の受給資格が喪失した旨を届け出る内容の児童手当受給事由消滅届の提出を受け、同年5月23日付けで、前受給者に対し、離婚日限りで、本件児童に係る児童手当を支給すべき事由が消滅したとする児童手当支給事由消滅処分を行い、同年6月2日、前受給者に通知した。
- 3 令和4年6月7日、審査請求人は、処分庁に対し、本件児童について児童手当の受給資格を有することの認定の請求（以下単に「認定請求」という。）を行い、処分庁は、同年7月を支給開始年月とする本件処分を行い、同年9月21日付けで審査請求人に通知した。
- 4 令和4年10月18日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査庁に対し、審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があり、その取消しを求めるというものである。

- (1) 前受給者に通知された児童手当支給事由消滅通知書においては、児童手当の受給者の変更に関する手続の記載がなく、及び審査請求人に対するものとしても、処分

庁から、新たに児童手当を受給するために必要となる認定請求をすべき旨の教示もなかった。

(2) これらの理由のために、審査請求人は、早期に児童手当の認定請求をすることができなかったのであるから、本来受給することができたはずの令和4年5月（前受給者の児童手当受給事由が消滅した月の翌月）を支給開始年月とせず、同年7月を支給開始年月とした本件処分は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

(1) 児童手当は、法第7条第1項の規定に基づき、法第4条の支給要件に該当する者が住所地の市町村長に対し、認定請求をし、当該市町村長が認定を行うことで、支給が開始され、その支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで行われるものとされている。

(2) 処分庁は、認定請求に関して、ホームページで周知し、その手続についても案内を行っていた。

(3) 審査請求人には、法第8条第3項に規定の「住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合」に当たる事由が認められない。

(4) 以上より、審査請求人が本件認定請求をした日の属する月の翌月である令和4年7月を支給開始年月とする本件処分は、法令等に沿って適正に行われたものである。

第5 法令の規定等について

1 法第7条第1項は、児童手当の支給要件に該当する者が児童手当の支給を受けようとするときは「その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。」と規定し、法第8条第1項は、市町村長は、法第7条の認定をした者に対し、児童手当を支給する旨を規定している。

2 法第8条第2項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定している。

3 「受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由」により、認定請求をすることができなかった場合の支給開始年月について、法第8条第3項は、「住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。」と規定している。

4 法第8条第3項の「災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合」について、法の逐条解説（「五訂 児童手当法の解説」（平成25年5月10日中央法規出版株式会社発行）をいう。）は、「台風、火災等の災害、交通事

故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合である」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 児童手当は、法第4条の支給要件に該当する者からの認定請求に基づき、認定及び支給がなされるものであるところ、その支給につき、認定請求時に遡って認定することができるかどうかは、法第8条第3項に規定する場合に当たるかどうかにより判断される。

イ この点、審査請求人が「早期に認定請求をすることができなかった」と主張する事実に関して、法第8条第3項に規定する場合に当たる客観的な事実は、確認することができない。

ウ 処分庁は、認定請求の手續、その手續が遅れた場合の手当の支給等について広く周知していたと認められることから、審査請求人が認定請求の必要性について知り得ない状態であったとは認められない。

エ よって、処分庁は、審査請求人からの認定請求があった令和4年6月の翌月である同年7月分を支給開始年月とする本件処分を行ったものである。

オ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和5年6月30日 審査庁が審査会に諮問

令和5年7月10日 第1回調査審議（第1部会）

令和5年8月10日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和5年8月23日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件は、本件処分において、本件児童に係る児童手当の支給開始年月が令和4年7月とされたことに関し、審査請求人が第4の1のとおり主張する事実関係に照らして、違法又は不当な点があるかどうか争点となるから、これらに関し以下検討する。

2 まず、児童手当の受給については、第5の1及び2に示すとおり、受給資格者からの認定請求に基づき、その住所地の市町村長による認定を受けることで、認定請求をした日の属する月の翌月から支給されるという、いわゆる申請主義が採用されている。

この認定請求のあった日が、本件において令和4年6月7日であったことについては争いがないから（第3の3）、法第8条第2項の規定による児童手当の支給開始年月は、「認定の請求をした日の属する月の翌月」に当たる同年7月となる。

3 ところで、児童手当の支給開始年月は、第5の3に示すとおり、2の特例として、法第8条第3項において、「災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、（中略）やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたとき」に該当する限り、「当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月」を支給開始年月とすることができる旨が規定されている（同項には、住所を変更した場合の特例についても規定するが、本件の場合、住所変更に係る適用事実がないことは明らかであるため、この当てはめについては、検討しない。）。

そうすると、審査請求人の認定請求の日が令和4年6月7日となったことに関して、審査請求人が認定請求を行い得る受給資格を得ていたにもかかわらず、認定請求することができなかつた「災害その他やむを得ない理由」が審査請求人に具体的に存し、かつ、同日が、その理由解消の日から15日以内の日である場合には、審査請求人は、当該認定請求をすることができなくなつた日（当該やむを得ない理由が具体的に生じた日）の翌月に遡って、本件児童に係る児童手当を受給することができることとなるから、本件においては、審査請求人に、これに該当する事実があるかどうかを検討する必要がある。

4 そこで、児童手当受給事由消滅届に記載された事実その他の関係事実によれば、前受給者が本件児童の児童手当に係る受給資格を有しなくなつたのは、離婚により本件児童と同居しなくなつた令和4年4月19日であり（同月分までの児童手当は、前受給者に対し支給）、及び同日以後の受給資格を有する者は、本件児童と同居する審査請求人となつたものと認められるから、前受給者及び審査請求人は、同日以降、それぞれ児童手当受給事由消滅届及び認定請求書を処分庁にいつでも提出することで本件児童に係る児童手当の受給資格者を変更することができ、同月中にこれらの手続が行われた場合には、審査請求人は、同年5月分からの本件児童に係る児童手当を受給することができたものと認められる。

この点、審査請求人は、同年5月分から本件児童に係る児童手当を受給するための手続を行うことができなかったのは、第4の1の(1)で述べるとおり、処分庁の案内不足や教示の不備が原因である旨を主張するから、これらの事情をもって、3の「請求することができなかつた災害その他やむを得ない理由」が審査請求人に生じていたと認められるかどうかを検討するに、ここでいう「災害その他やむを得ない理由」とは、

第5の4に述べるとおり、「台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合」と解されるべきところ、手続そのものを行うことに客観的な困難性が認められるこれら災害・事故の発生時とは異なり、審査請求人のいう処分庁の案内不足や教示の不備は、審査請求人が認定請求を行うことを具体的に妨げるようなものとはいえないから、これらの事情があることをして、認定請求ができなかったことが客観的にみて容認できる理由が、審査請求人に生じていたということとはできない。

したがって、本件処分に関し、審査請求人について、法第8条第3項の特例を適用し得る理由があったとは認められない。

5 よって、処分庁が、法第7条第1項及び第8条第2項の規定に基づき、及び同条第3項の規定を適用しないで、審査請求人が認定請求をした日の属する月の翌月である令和4年7月を支給開始年月とする本件処分を行ったことについては、違法又は不当な点は認められない。

6 以上のとおり、本件処分は、第5に記載の法令の規定等に照らして適切になされたものであり、他に違法又は不当な点も認められない。

7 結論

以上の理由から、本件審査請求には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

第9 付言

児童手当の受給については、第8の2に述べるとおり、その受給に当たって、認定請求を行うことを要する申請主義が採用されているものの、「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」（法第1条）とされる法の趣旨に鑑みれば、児童への必要な養育は、養育者側の事情の変化にかかわらず、切れ目なく安定的に講じられるべきといえるから、当該手続の詳細について、具体的な案内、周知等を行うなどの所管行政庁による所要の便宜が図られることが望ましいといえる。したがって、当該手続の詳細が、当事者にとって分かりやすく、かつ、入手しやすい運用となるよう処分庁においては、情報提供の方法について改善を行うことが望まれると考えるので、その旨、付言する。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳